

京都アート・エコシステム推進事業ファンドレイジングに関するウェブサイト構築業務仕様書

1 業務名

京都アート・エコシステム推進事業ファンドレイジングに関するウェブサイト構築業務

2 本仕様書の位置付け

本仕様書は、受託者が実施すべき内容等について最低限度の基準を定めたものである。

従って、受託候補者を選定するプロポーザルの提案内容を踏まえ、実際の業務委託契約締結時には変更する可能性がある。

3 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

4 委託金額の上限

2,100,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 上記金額には、業務の提供に当たり発生する全ての費用を含む。（追加費用の請求は不可）

※ 支払いは、業務終了後、受託者の請求に基づき30日以内に行う。

5 業務の内容

本市では、コロナ禍による文化芸術関係者の困難な状況を受け、文化芸術分野における外部資金調達が急がれる中、令和3年10月から、個人・企業の寄付金など社会全体で支え持続的な文化芸術の発展を目指す新たな制度「Arts Aid KYOTO 京都市 連携・協働型文化芸術支援制度」を創設し事業を展開してきた。

本業務では、市民等支援者が本市が取り組む文化芸術支援に関する情報を手軽に入手活用し、Arts Aid KYOTO 事業の理念が浸透することで支援者が増える好循環が生まれることを目指して、京都アート・エコシステムに関連するファンドレイジング事業のウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）のデザイン及びウェブサイトを運営するためのシステムを構築し、本市に提供するものである。

詳細は、別紙「詳細仕様書」を参照のこと。

なお、本事業の目的に適うと思われる、委託金額内で実施可能なアイデア等がある場合は、積極的に独自提案を行うこと。

6 その他

- (1) 本業務を開始するに当たっては、本市と事前に十分な調整を行うこと。
- (2) 受託者は、履行期限内に円滑に事務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。年度途中で体制の強化が必要であれば、適宜、人員の補充等を行うこと。また、計画的な事務の推進のため、工程表を作成し、本市の確認を受けること。
- (3) 受託者は、本業務の実施のために制作した著作物について、委託期間終了後、本市に全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を無償で譲渡するものとする。
- (4) 受託者は、本業務の実施のために制作した著作物について、委託期間終了後、著作者人格権の行使はしないものとする。

- (5) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、本市と協議し、その決定に従うこと。
- (6) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (7) 受託者は、本市の文書による承認を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に委託し（以下「再委託」という。）、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。また、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、本市は再委託について承認しない。
- (8) 委託期間終了後、当該運營業務の受託者が変更になった場合は、適切に引き継ぎを行うこと。